



畜産に関する放射性物質の情報について



1 家畜ふんを原料とする特殊肥料について

牛ふんたい肥については、高濃度の放射性セシウムに汚染されていると思われるたい肥を重点的に検査対象とすることとされましたが、山梨県は国の示す検査対象地域に含まれていないため、山梨県産の牛ふんたい肥については、放射性セシウムの検査は不要となりました。

豚ふんや鶏ふんたい肥についても、適切な飼養管理が行われている限り、放射性セシウムの検査は不要です。

*「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法の設定について」平成23年8月5日付け農林水産省消費・安全局農産安全管理課長名通知より)

2 今年の夏作飼料作物の流通・利用について

国は県に対して、原発事故後に作付けされた夏作飼料作物（WCS用稲、稲わら、イネ科飼料作物、マメ科飼料作物等）について、流通・利用に対する指示を出しました。山梨県は、稲わらのみの調査対象県となっています。

今後、山梨県による平成23年産の稲わらの調査が完了し、安全性が確保できるまでは、家畜への給与を自粛願います。

*「原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・自粛及びその解除について」平成23年8月19日付け生産局畜産部畜産振興課長名通知より)



(参 考)

○肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値

400ベクレル/Kg (製品重量)

○飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

300ベクレル/Kg (粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)

*「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁官連名通知)

自らの経営から生じたたい肥を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・たい肥製造業者等に、以下の内容をご説明してください。

- ①暫定許容値を超えていない飼料を使用していること
- ②飼養管理状況に関する情報を適切に提供すること
- ③本県はたい肥の放射性セシウムの検査の対象地域外であること

◎ 家畜の異常に気づいたら、速やかに家畜保健衛生所までご連絡ください!

山梨県西部家畜保健衛生所

〒407-0024 韮崎市本町3-5-24

TEL: 0551-22-0771 FAX: 0551-22-6728

休日: 090-5568-0817/090-5564-1018